

<子どものための教育・保育給付交付金> 令和7年度補正予算案 16億円

事業の目的

- 保育所等においては、こどもたちが集団で生活する場として、普段からこどもを取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要がある。
- 一方で、昨今の物価高騰などを受け、食材料費をはじめ、様々な物の価格の変動が急激であり、質の確保された食事の基となる食材料の確保や安定的な教育・保育の継続が困難な状況にある。
- このため、物価上昇といった厳しい環境の中でも、質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるよう「運営継続支援臨時加算（仮称）」を創設する（令和7年度限り）。

告示単価（案）

- 保育所、認定こども園、幼稚園（新制度に移行している園に限る。）：100千円（1施設・事業所あたり年額）
- 小規模保育事業所、事業所内保育事業所：50千円（ “ ” ）
- 家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所：25千円（ “ ” ）

実施主体等

【対象】保育所、認定こども園、幼稚園、
家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

【実施主体】市町村

【補助率】国1／2、都道府県1／4、市町村1／4